

## 生活文化局に寄せられた都民の声と対応事例（平成30年9月分）

### <文化> 「2019都民芸術フェスティバル」について

「2019都民芸術フェスティバル」のパンフレットはいつ頃入手可能か。

#### 【対応】

このたびはお問い合わせいただき、ありがとうございます。

東京都及び公益財団法人東京都歴史文化財団は、多くの皆様に舞台芸術や伝統芸能を身近に感じていただけるよう、毎年度「都民芸術フェスティバル」を開催しています。

51回目となる今回は、平成31年1月から3月まで、オーケストラ、室内楽、オペラ、現代演劇、バレエ、現代舞踊、邦楽、日本舞踊、能楽、民俗芸能、寄席芸能の全11分野にわたる様々な演目の公演を実施します。

お問い合わせの件につきましては、10月下旬より、都庁及び東京都関連施設等にて配布予定でございます。

### <文化> 東京都美術館「藤田嗣治展」音声ガイド解説内容について

音声ガイド（9番）の解説内容に「ブラジルの首都リオデジャネイロ」とあったが、ブラジルの首都はブラジリアではないのか。

#### 【対応】

東京都美術館で開催の特別展「没後50年 藤田嗣治展」にお運びいただき、音声ガイドをご利用くださいますと、誠にありがとうございました。

ご指摘のとおり、該当作品の音声ガイドでは、作品に「Rio」と書き込まれているため、「ブラジルの首都・リオ・デ・ジャネイロで描かれた」と解説しておりました。藤田嗣治が訪れた当時（1931年）は、ブラジルの首都がリオ・デ・ジャネイロであったためです。

しかし、このたびのご意見を受けて、展覧会関係者で協議を行い、「ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで描かれた」（「首都」部分を削除）と解説内容を変更いたしました。

東京都美術館での会期は終了いたしました。本展の巡回先（京都国立近代美術館／会期10月19日～12月16日）では、変更後の解説内容で音声ガイドを提供しております。

東京都美術館では、どなたにもわかりやすい解説で作品をお楽しみいただける展覧会の開催に今後も努めてまいります。貴重なご意見を賜りましたことに厚く御礼申し上げますとともに、またのご来館を心よりお待ちしております。

## 展覧会名・会期

展覧会名：没後 50 年 藤田嗣治展

会 期：2018 年 7 月 31 日（火）～10 月 8 日（月祝）

〈巡回先：京都国立近代美術館 2018 年 10 月 19 日（金）～12 月 16 日（日）〉

## ガイド 9 解説原稿（該当箇所周辺のみ、変更前）

サーカスの芸人と動物を描いたこの絵は、画面に、ブラジルの首都・リオ・デ・ジャネイロで描かれたという、サインが書き込まれています。

1931 年、ヨーロッパの空気に押し潰された私は、どうしても南米の大空を心行くまで吸って、晴々してみたいと思い、ブラジルへ出発しました。

リオ・デ・ジャネイロは、天然の美と人工の美とがよく調和した街です。見たものは皆、絵にしたい気分になります。

### <消費生活> 東京都被害救済委員会について

東京暮らしWEBで東京都消費者被害救済委員会のページを見た。被害に遭った特定の消費者の、一般的に訴訟で扱うようなケースを、東京都が救済するのはいかがなものか。この委員会ではどのような消費者被害を救済するものなのか。

#### 【対応】

ご意見をいただき、ありがとうございます。

東京都消費者被害救済委員会は、東京都消費生活条例で設置された知事の附属機関です。委員会は、消費生活総合センター等の相談機関に寄せられた苦情・相談のうち、他に同一又は同種の原因による被害者が多数存在して被害が広範囲に及ぶなど、都民の消費生活に著しく影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある紛争について、あっせん等を行い、その解決にあたるために設置されています。

委員会は、あくまでも民事上の裁判外紛争処理機関であり、消費者と事業者の双方の意見を聞いたうえで、公正な立場であっせん案を提示し、双方の合意による解決を図る取り組みを行っています。

何卒ご理解の程よろしくお願いいたします。

※ 東京都消費者被害救済委員会の事業実績（紛争処理）

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/sodan/kyusai/funsou.html>